NEWS　RELEASE

令和　8　年 11 月 27 日
全国農業共済組合連合会

令和８年 11 月 20 日からの大雪に係る農業保険の対応について

全国農業共済組合連合会（ＮＯＳＡＩ全国連）では、「令和８年 11 月 20 日からの大雪に係る災害救助法の適用について」が適用された町村に住所を有する収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11 か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続が困難な方につきましては、電話等での加入申込みを承ります（申請書類は後日提出いただきます）。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合にご相談ください。

＜別紙＞
・災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先
全国農業共済組合連合会（業務部　業務第１課）
TEL　03（6265）4803
FAX　03（6265）4807
ホームページ https://www.nosai-zenkokuren.or.jp/

別紙

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

令和８年 11 月 23 日現在

・災害救助法適用市町村

２町村

【鹿児島県】
耶麻郡北塩原村、耶麻郡猪苗代町

・対象地域の農業共済組合

福島県農業共済組合
〒960-8073
福島市南中央三丁目 36 番地
（福島県土地改良会館 3 階）
電話番号：024-529-5582